

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（特設分野研究）

研究期間：2017～2022

課題番号：17KT0117

研究課題名（和文）途上国のNGOとグローバル・ガバナンス

研究課題名（英文）NGOs in the Developing World and Global Governance

研究代表者

勝間田 弘（Katsumata, Hiro）

東北大学・国際文化研究科・准教授

研究者番号：40579108

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：今日の東南アジアでは、政府と非政府組織(NGO)が連携して人権を擁護する制度が、中途半端に発展している。政府とNGOの連携を通じた人権の擁護は、グローバル・ガバナンスの重要な課題にほかならない。だが、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国の政府は、あやふやな態度で、この課題に取り組んでいる。NGOと連携して人権を擁護するために、うわべだけは制度を構築しながら、中身のある政策は遂行していないのである。本研究は、このような動きの背景にある要因を明らかにしている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、グローバル・ガバナンスの強化に寄与する。今日の国際社会では、政府と非政府組織(NGO)の連携を通じた人権の擁護は、グローバル・ガバナンスの重要な課題となっている。だが、東南アジアでは、政府とNGOが連携して人権を擁護する制度は、中途半端にしか進展してない。東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国の政府は、あやふやな態度で上記の課題に取り組んでいるのである。本研究は、これらの政府の政策に影響を与えている要因を明らかにしている。したがって、本研究は、東南アジアの現状を改善する作業のスタート地点となる。ひいては、グローバル・ガバナンスの強化に向けた取り組みの第一歩となる。

研究成果の概要（英文）：In Southeast Asia today, the development of regional institutions to promote human rights through collaboration between governments and non-governmental organizations (NGOs) has been partial. Although the promotion of human rights through collaboration between governmental and non-governmental actors has been regarded as an important task in global governance, the members of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) have been half-hearted in taking on this task. To promote human rights in collaboration with NGOs, they have made some cosmetic changes to their regional institutions; however, they have not taken concrete measures on the ground. The present study has explored the factors that have shaped their policies.

研究分野：国際関係論

キーワード：東南アジア諸国連邦(ASEAN)

1. 研究開始当初の背景

研究開始したときから今日まで、政府と非政府組織(NGO)の連携を通じた人権の擁護は、グローバル・ガバナンスの重要な課題となっている。政府と NGO が協力しながら個人の権利を擁護することは、国際社会のガバナンスに不可欠な構成要素として認識されている。人権の擁護とは、国際社会における普遍的な目標にほかならない。だが、この目標に向けて国家や国際機関ができることには、限界がある。他方、NGO は、人権問題に対する情報を発信したり、現地の人々に対する支援を提供したり、リベラルな法制度の強化に貢献したりと、多様な局面において大きな役割を担うことができる。したがって、人権問題に対する取り組みにおいては、政府と NGO の連携が必要である。このような認識にもとづき、欧米をはじめとする各地では、政府と NGO が連携して人権を擁護する制度が発展している。

2. 研究の目的

本研究は、以上を念頭に置きながら途上国の世界にまで視野を広げ、東南アジアの現状に対する理解を深めることを目的とした。政府と NGO が連携して人権を擁護する制度の発展に関する、東南アジアの現状を明らかにすること、および、その背景にある要因に光を当てることを試みた。換言するなら、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国は如何なる政策を遂行しているのか理解し、また、政策に影響を与えている要因が何なのか解明することを目標とした。

3. 研究の方法

本研究は、一次資料の収集方法を工夫したり、複数のデータベースを活用したりすることにより、効率よく進めることができた。

4. 研究成果

(1) 東南アジアの現状

今日の東南アジアでは、政府と NGO が連携して人権を擁護する制度が、中途半端に発展している。換言するなら、ASEAN 加盟国の政府は、あやふやな態度で、政府と NGO の連携を通じた人権の擁護という課題に取り組んでいる。NGO と連携して人権を擁護するために、うわべだけは制度を構築しながら、中身のある政策は遂行していないのである。

東南アジア諸国の政府によるグローバル・ガバナンスの重要な課題への取り組みは、過小にも過大にも評価できない。まず、諸国の政府は NGO との連携や人権の擁護といった目標に対して完全に背を向けているわけではない、という点には留意が必要である。ASEAN という地域機構の中で、NGO 活動の意義を認め、NGO と連携しながら地域レベルで人権を擁護している、という姿勢は見せている。そして一定レベルの制度構築も進めている。ASEAN 人権委員会の設立、ASEAN 人権宣言の発表といった動きは、前向きな姿勢を象徴するようである。ただし、東南アジア諸国の政府は、全力で課題に取り組んでいるわけでもない。真の意味で NGO と協力しながら人権を擁護する体制を整えることには、及び腰になっている。ASEAN 人権委員会や ASEAN 人権宣言の中身を精査してみると、欠陥が多いと判断せざるをえない。

(2) うわべだけは制度を構築している理由

東南アジア諸国の政府が、NGO と連携して人権を擁護するために、うわべだけは制度を構築している理由は、「NGO との連携」や「人権の擁護」といった考え方が、今日の国際社会における規範として定着しているからである(換言するなら、それが、社会学の制度論でいうところの「世界文化」だからである)。今日の国際社会では、NGO と協力しながら地域の人権問題に取り組むことは、国際社会の一員として当たり前の行動となっている。そのような取り組みを怠ると、いかなる国も、国際社会の正統なメンバーとして認められなくなってしまう。したがって、東南アジア諸国の政府は、せめてうわべだけでも、NGO と連携して人権を擁護するための体制を整えているのである。

(3) 中身のある政策を遂行していない理由

東南アジア諸国の政府が、**NGO** と連携した人権擁護に向けた中身のある政策を遂行していない理由のひとつは、伝統的な外交の慣習に固執しているからである。東南アジア地域に残る伝統的な外交の慣習は、内政不干渉の原則を何よりも重んずる。この原則は、人権問題への取り組みにおける障害となりうる。この原則を厳密に解釈するなら、すべての人権問題は国内の問題となり、国際的な取り組みの対象外となってしまう。それでも**ASEAN** に加盟する国々は、長年にわたり、内政不干渉の原則を、東南アジア外交の安定をつくる重要な要素として重視してきた。そして今日でも、この原則の重要性を否定していないのである。

ただし、東南アジア内部に関心を限定しては、この地域の現状に対する理解は不十分に終わる。東南アジア諸国の政府が中身のある政策を遂行していない、もうひとつの理由は、東南アジア域外の勢力から強い圧力を受けていないからである。換言するなら、欧米諸国が東南アジア諸国の政府に対して、**NGO** と連携して人権を擁護させるための強い圧力を、かけていないからである。

欧米諸国が東南アジア諸国の政府に対してとる態度は、近年に変化している。かつて欧米諸国は、人権や民主主義といったリベラルな原則を東南アジアに浸透させるために、この地域の政府に対して相当な圧力をかけていた（ここでの「圧力」には、経済制裁に代表される物質的な圧力に加えて、国際的な批判を通じた社会的な圧力も含まれる）。とくに**90**年代、ポスト冷戦時代に入り、世界規模でリベラル国際秩序に対する期待が高まると、東南アジア諸国の政府に対して、リベラルな政策を強く求めるようになっていた。ところが近年は、態度をやや軟化させている。以前に比べると、東南アジア諸国の政府に対して、寛容な態度をとるようになっている。

東南アジアでの寛容な態度は、欧米諸国が世界的な規模で見せている、リベラル国際秩序に対する消極的な姿勢の一部として解釈できる。戦後およそ半世紀の間、欧米諸国は、リベラル国際秩序を全面的に支えていた。政治分野では、人権や民主主義といった原則にもとづくリベラルデモクラシーの世界的な発展を、経済分野では、自由貿易や投資の自由化を通じた国際経済のグローバル化を推進してきた。ところが、**2010**年代の後半からは、さまざまな局面でリベラル国際秩序に背を向けるようになった。政治分野でも経済分野でも、多くの問題に対して、内向きの政策を遂行するようになった。欧米諸国の東南アジアにおける動きは、このような世界規模での流れと合致している。

加えて、アジアの国際関係に特有の要因による影響についても、留意が必要である。欧米諸国が東南アジア諸国の政府に対して寛容な態度をとるようになった背景には、中国と**ASEAN**の関係強化がある。両者の関係強化は、ポスト冷戦時代になってから本格化した。中国は**1991**年に**ASEAN** 外相会議(**AMM**)にゲストとして出席、**1994**年からは**ASEAN** 地域フォーラム(**ARF**)に、**1997**年からは**ASEAN+3**に、**2005**年からは東アジア首脳会議(**EAS**)に、そして**2010**年からは拡大**ASEAN** 国防相会議(**ADMM-Plus**)に参加するようになった。両者は**2003**年には戦略的パートナーシップを締結し、今日まで定期的にパートナーシップ強化に向けた行動計画を策定している。もちろん両者の間には、南シナ海における秩序づくりに代表される多くの課題も山積している。それでも今日まで両者は、一貫して、政治的・経済的なつながりを強化してきた。

中国と**ASEAN**の関係強化は、欧米諸国が東南アジア諸国の政府に対して強い圧力をかけることを、難しくしている。もし前者が、後者に対して強硬な態度で臨んだならば、後者は、より中国に近づいてしまう。それを避けるためには、前者は、寛容な態度をとるしかないのである。以上のような東南アジア域外の動きにまで関心を広げるなら、人権を擁護する制度の発展に関する東南アジアの現状は、グローバルな国際政治と密接に関連して複雑な様相を呈しているといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Hiro Katsumata
2. 発表標題 How Significant is ASEAN's Human Rights Diplomacy?
3. 学会等名 International Studies Association (ISA) Annual Convention, Baltimore, 22 February 2017 (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Hiro Katsumata and Hiroki Kusano	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 156
3. 書名 Non-Western Nations and the Liberal International Order: Responding to the Backlash in the West	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------